

広島県行政手続条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和八年五月十四日

広島県知事 横 田 美 香

広島県規則第二十八号

広島県行政手続条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

広島県行政手続条例の一部を改正する条例（令和七年広島県条例第四号）の施行期日は、令和八年五月二十一日とする。